

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	児童手当支給事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上田市は、児童手当支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

上田市長

公表日

令和8年4月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の支給
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当法に基づき18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している者に児童手当を支給する。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 <ol style="list-style-type: none"> ①児童手当支給要件の確認(養育者の所得要件、対象児童の年齢要件、在住要件、加入年金区分) ②児童手当支給金額や支給対象者の変更及び資格消滅(出産や死亡等による対象児童の増減、市外への転出状況の確認) ③重複支給や未支給期間の防止のため、転出先や転入元への支給状況確認 ④公金受取口座情報の確認
③システムの名称	①児童手当システム、②統合宛名システム、③中間サーバー、④ながの電子申請サービス
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第1の56の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条 ＜公金受取口座情報の確認＞ ・番号法第9条第1項 別表第1の101の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 ・番号利用法別表135の項を記載(法律の記載方法は各評価書の平仄に合わせる) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二の26、30、74、75、87の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第40条、第44条 ＜公金受取口座情報の確認＞ ・番号法第19条第8号 別表第二の121の項 ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令(※)第2条の表160の項及び第162条(法律の記載方法は各評価書の平仄に合わせる)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康こども未来部 子育て・子育て支援課
②所属長の役職名	子育て・子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒386-0012 上田市中央六丁目5番39号 上田市健康こども未来部子育て・子育て支援課 電話:0268-23-5106
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒386-0012 上田市中央六丁目5番39号 上田市健康こども未来部子育て・子育て支援課 電話:0268-23-5106

9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副登録の際は、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には情報又は住所を含む情報による照会を行うことを厳守している。また、当該事務では、この他、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄等

9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要なない情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。また、児童手当支給システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを経なければ、処理完了することができない仕組みとなっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年5月19日	I-5 ①部署	こども未来部 子育て・子育て支援課	健康こども未来部 子育て・子育て支援課	事後	組織改正に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
平成27年5月19日	I-5 ②所属長	子育て・子育て支援課長 樋口 孝子	子育て・子育て支援課長 徳永 暁重	事後	人事異動に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
平成27年5月19日	I-7 請求先	上田市こども未来部子育て・子育て支援課	上田市健康こども未来部子育て・子育て支援課	事後	組織改正に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
平成27年5月19日	I-8 連絡先	上田市こども未来部子育て・子育て支援課	上田市健康こども未来部子育て・子育て支援課	事後	組織改正に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	I-5 ②所属長	子育て・子育て支援課長 徳永 暁重	子育て・子育て支援課長 山賀 恵都子	事後	組織改正に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年12月20日	I-1 ③システムの名称	①児童手当システム、②統合宛名システム、③中間サーバー	「③中間サーバー」の後に、「④ながの電子申請サービス」を加える。	事前	システムの名称に、子育てワンストップサービスに必要な「ながの電子申請サービス」を追加するもの。
令和1年6月21日	I-5 ②所属長の役職名	子育て・子育て支援課長 山賀 恵都子	課長	事後	様式改正に伴う表記変更であり、重要な変更には該当しない。
令和4年12月6日	I-1 ②事務の概要	・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①児童手当支給要件の確認(養育者の所得要件、対象児童の年齢要件、在住要件) ②児童手当支給金額や支給対象者の変更及び資格消滅 (出産や死亡等による対象児童の増減、市外への転出状況の確認) ③重複支給や未支給期間の防止のため、転出先や転入元への支給状況確認	・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①児童手当支給要件の確認(養育者の所得要件、対象児童の年齢要件、在住要件、加入年金区分) ②児童手当支給金額や支給対象者の変更及び資格消滅 (出産や死亡等による対象児童の増減、市外への転出状況の確認) ③重複支給や未支給期間の防止のため、転出先や転入元への支給状況確認 ④公金受取口座情報の確認	事前	
令和4年12月6日	I-3 法令上の根拠		以下を追記 <公金受取口座情報の確認> ・番号法第9条第1項 別表第1の101の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事前	
令和4年12月6日	I-4 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二の26、30、74、75、87の項	・番号法第19条第8号 別表第二の26、30、74、75、87の項	事後	番号法の改正に伴う修正(令和3年9月1日施行)
令和4年12月6日	I-4 ②法令上の根拠		以下を追記 <公金受取口座情報の確認> ・番号法第19条第8号 別表第二の121の項	事前	
令和6年12月24日	IV-8 人手を介在させる作業		人為的ミスが発生するリスクへの対策内容	事後	様式改正に伴う表記変更であり、重要な変更には該当しない。
令和6年12月24日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策		最も優先度が高いと考えられる対策内容	事後	様式改正に伴う表記変更であり、重要な変更には該当しない。
令和8年3月23日	I-3 法令上の根拠		以下を追記 ・番号利用法別表135の項を記載(法律の記載方法は各評価書の平仄に合わせる) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条	事後	令和8年1月1日から物価高対応子育て応援手当の支給事務が開始。特定個人情報保護評価の実施に当たっては、基本的に児童手当の支給事務に係る既存の評価書の内容の変更で対応可能。(独立した評価書を新たに作成する必要はありません。)(国の指示)
令和8年3月23日	I-4 法令上の根拠		以下を追記 ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令(※)第2条の表160の項及び第162条(法律の記載方法は各評価書の平仄に合わせる)	事後	令和8年1月1日から物価高対応子育て応援手当の支給事務が開始。特定個人情報保護評価の実施に当たっては、基本的に児童手当の支給事務に係る既存の評価書の内容の変更で対応可能。(独立した評価書を新たに作成する必要はありません。)(国の指示)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明